


所管部課	総務部職員課	部長	広沢 光政			
件名	東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び 東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について					
		区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則					
	部課機関					
1. 要旨						
<p>平成29年4月1日に西東京市、柳泉園組合及び多摩六都科学館組合が東京都市町村公平委員会へ加入することに伴い共同設置規約の変更が必要となった。これを受けて、公平委員会代表団体である東京都市町村職員退職手当組合から、所要の改正を行うことについて依頼があった。</p> <p>(1) 主な改正内容 別表中「あきる野市」を「あきる野市 西東京市」に、「稲城・府中墓苑組合」を「稲城・府中墓苑組合 柳泉園組合 多摩六都科学館組合」改める。</p> <p>(2) 施行日 この規約は、平成29年4月1日から施行する。</p>						
2. 経過 (現時点に至るまでの経過)						
3. 留意事項 (問題点等)						
<p>規約を改正するためには、地方自治法第252条の7第3項の規定により準用する、同法第252条の2の2第3項の規定により、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないとされている。</p>						
4. 主管部処理案 (検討結果等)						
<p>平成28年第4回定例会に議案を提出したい。 議決後、議決書の謄本を東京都市町村公平委員会へ提出したい。</p>						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。